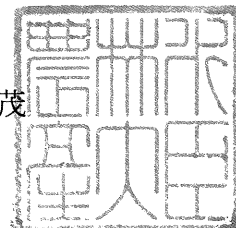




20消安第7039号
平成20年9月26日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

農林水産大臣 石破 茂



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第4号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜としてきじ、だちょう及びほろほろ鳥を追加すること。

